

第1章 木育に取り組む背景

1 やまがたの自然と生活



【山形県の森林分布図】

本県は、先人の努力により守り育てられてきた森林が、約67万haと県土面積の7割を占め、約15万haと全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする美しい豊かな森や自然に恵まれています。これらの森林は、県土を縦貫する母なる川「最上川」に、豊かな水を注ぎ込み、県土の保全や地球温暖化の防止、さらには木材の供給など、私たちに多くの恵みをもたらす県民共有の財産です。

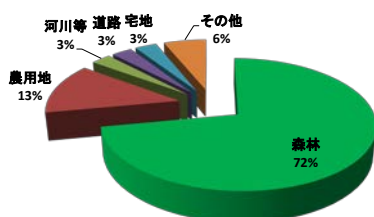
森林から生産される木材は、加工しやすいという性質を活かし、私たちが住む家を立てるだけでなく、神社・仏閣、城、学校などの大きな建物、あるいは船や橋などを造る材料として昔から使われてきました。県内には、スギやマツ、ブナなどの木材を使い建てられた山寺立石寺や羽黒山五重塔など、歴史的な木造建築物が数多くあります。長年の風雪に耐えて建つ荘厳な姿は、私たちに感動や木の文化に触れる機会を与えてくれます。

そのほか、木材は、家具や仏壇、しな織、笹野一刀彫、伝統こけし、将棋駒、けん玉などの様々な生活用品、伝統工芸品・玩具の材料にも使われてきました。

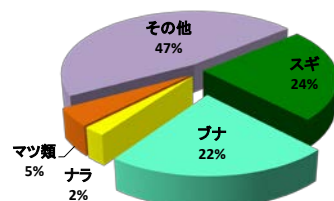
そして、県内には、置賜地方を中心に、古くは江戸時代から今日まで「草木塔」が多く建立されています。「草木塔」は、山々において毎年変わることなく繁茂する草や木の生命力に、人知を超える存在を感じながら、「感謝」と「畏敬」の気持ちを育み伝えてきたと言われており、本県ならではの精神文化と考えています。この自然の恵みへの感謝の心や自然との共生の思想は、先人から引き継いだ山形の大切な文化です。

また、庄内地方では、かつて、強い潮風による飛砂が発生し、人々は苦しい生活を強いられてきました。庄内砂丘では、生活を守るために先人の苦勞により、長い年月をかけて現在のクロマツの海岸林が造られ、今も多くの人々によって守り育てられています。

このように、本県には、人々が長い間自然との関わりの中で育んできた「自然との共生の文化」の歴史があります。



山形県の県土面積の内訳
資料：山形県統計年鑑
(平成27年現在約93万ha)



山形県の森林樹種別面積の内訳
資料：2000年世界農林業センサス

2 森づくり活動や森林・自然環境学習などの取組み

(1) やまがた緑環境憲章

私たちに多くの恩恵をもたらす森林は、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりものでもあります。私たちの安全・快適な暮らしのために、さらには未来の世代の幸せのために、荒廃の危機にある森林を早急に再生し、共生と循環を基盤とした県土を創造することが強く求められてきました。

こうしたことから、県では、森林の有する水源のかん養、県土や自然環境の保全などの公益的機能の維持及び持続的な発揮のための施策の実施に必要な経費の財源を確保するため、平成19年4月からやまがた緑環境税を導入し、県民みんなで支える新たな森づくりを展開してきました。この新たな森づくりの基本理念と行動目標を分かりやすく県民に伝えるために、平成20年1月には「やまがた緑環境憲章」を制定し、やまがた緑環境税を活用した森づくりに取り組んできました。

やまがた緑環境憲章

— 県民みんなで支える新たな森づくり —

森は、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりものです。

これまで、私たちは、森や自然の恵みに感謝し、「草木塔」にみられるような自然との共生の文化を生み、多くの命と共存してきました。

森は、私たちの暮らしを災害から守るとともに、豊かな水を育み、母なる川「最上川」の流れとなり、海につながります。また、森には、地球の温暖化を防止する大切な役割もあります。

将来、私たちの暮らしが変わっても、森との関わりを保ち、森の働きを守り続けることが大切です。

私たちは、今、森からの恩恵を受けるのみではなく、一人ひとりが森と共に生きていることや、木を活かす暮らしの大切さを改めて理解し、行動を起こす必要があります。

私たちは、やまがたの美しい豊かな森や自然を未来の子ども達に引き継ぐためにも、県民みんなで支える新たな森づくりを進めることを誓い、「やまがた緑環境憲章」を制定します。

私たちは、

- 1 暮らしや環境を守るため、豊かな森づくりを進めます。
- 2 森や木の文化を見つめ直し、暮らしの中に木を活かします。
- 3 一人ひとりの力を活かし、森づくりの輪を広げます。
- 4 森や自然の大切さを学び、森との絆を深めます。
- 5 みんなで森づくりを支え、かけがえのない森を未来に贈ります。



平成20年1月10日
山形県
やまがた緑県民会議

※ 山形県の頭文字「Y」の字を木々の幹や枝、人々が森を支える様子に見立て、波は新たな森づくりの潮流を、緑色は豊かな森林を、青色は豊かな水を、橙色は人の生活を象徴しています。

（やまがた緑環境憲章・県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク：平成20年2月8日山形県告示）

(2) やまがた緑環境税の評価・検証

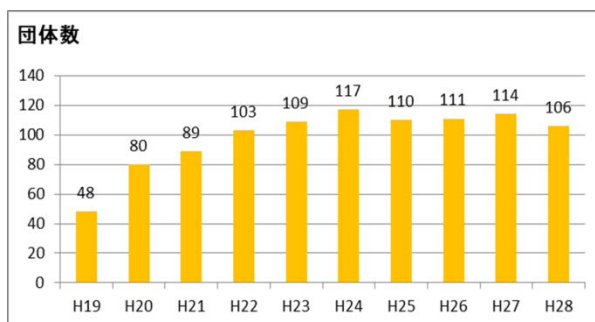
平成27年度から28年度にかけて、やまがた緑環境税条例に基づき、条例の施行状況や社会経済情勢の変化などを勘案してやまがた緑環境税の評価・検証を行いました。課題として「荒廃のおそれのある森林が依然として多く存在していること」や「森づくり活動の更なる支援が必要なこと」、「やまがた緑環境税の認知度向上が必要なこと」などが挙げられました。評価・検証の結果、やまがた緑環境税は、現行の税額・税率を維持したうえで、さらに5年を目途として継続していくことになりました。

やまがた緑環境税活用施策の今後のあり方として、「環境保全を重視した森林施策の展開」、「みどり豊かな森林環境づくりの推進」、「豊かなみどりを守り育む意識の醸成」の3つの施策を柱にして、それぞれの施策目標を設定して展開していくこととしました。なかでも、「豊かなみどりを守り育む意識の醸成」のため、「幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習などの取組みや、木材に対する親しみや木の文化への理解を深める「木育」を推進する。」ことを掲げ、さらに、施策の展開方向として、「県民の関心が高い「木育」をより効果的に実施するため、各種関係機関と連携して活動指針を策定し、「木育」を推進していく。」としました。

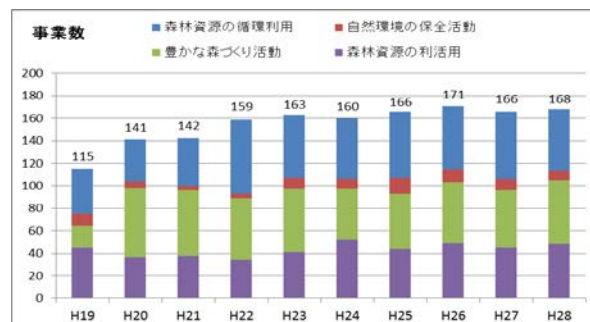
(3) 森づくり活動などの取組み

やまがた緑環境税では、森林や自然環境に対する理解を深め、森林を県民みんなで守り育て活かす意識の醸成を図ることを推進しています。これは、より多くの県民から森林との関わりを深めてもらう機会を創出するとともに、地域住民やNPO、市町村、企業などが主体的に取り組む森づくり活動に対する支援を行うものです。例えば、「地域の子どもたちを対象にした森林・自然環境学習」や「県産木材を活用したベンチなど木製品の製作」など、県内各地で様々な団体が、数多くの活動を行っています。

また、県内全ての小学5年生に対し、社会科の副教材として「やまがたの森林」を提供するほか、小学校などに野外活動で活用できる子ども向け教材として「森のたんけん手帳」を提供するなど、教育機関と連携を図りながら進めています。



やまがた緑環境税を活用して森づくり活動を行った団体数の推移



やまがた緑環境税を活用して市町村が行った森づくり活動事業数の推移

3 やまがた森林ノミクスの取組み

(1) 「やまがた森林ノミクス」宣言

林業及び木材産業は、林産物の生産と利用を通して、森林を守り、育てる大きな役割を果たしてきました。また、水源のかん養、自然との触れ合いや保健休養の場の提供、県土を洪水や土砂災害から守るなどの森林が有する公益的機能の発揮を支えとともに、森の恵みを地域に循環させる主要産業として発展してきました。

しかしながら、木材価格の長期低迷による林業採算性の悪化等により林業及び木材産業の停滞が続いており、こうした状況は過疎化や住民の高齢化が進む農山村地域の雇用の減少、活力の低下につながっています。

このような中で、平成25年11月、知事と県内35の全ての市町村長が参画してやまがた里山サミットが設立され、「やまがた森林ノミクス宣言」が行われました。

やまがた森林ノミクスは、森林資源を県民総参加で積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える「緑の循環システム」を構築して、産業振興や雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげていくものです。

「やまがた森林ノミクス宣言」

山形県は、県土面積の約7割が緑豊かな森林に覆われています。この森林に囲まれた里地・里山地域には、豊かな自然に育まれた「食」、「景観」、「文化」、さらには、生産活動の場に加え多面的機能を有する「森林」、「農地」など、多様な資産や資源があります。

これらの資産・資源を積極的に活用することで、地域に根ざした産業を振興し、所得の向上や雇用の確保を図り、地域の活性化に結びつけることが課題となっております。

このため、県と市町村が連携してネットワークを形成し、知恵を出し合いながら、地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として活かしていく『森林ノミクス』により、オール山形で林業の振興を図り、地域の活性化に取り組んでいくことをここに宣言いたします。

平成25年11月28日

やまがた里山サミット議長
山形県知事 吉村美栄子

(2) 「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」（平成28年12月制定：通称「やまがた森林ノミクス推進条例」）

やまがた森林ノミクスは、県の地方創生の要となる成長戦略として、位置付けられているものです。そのため、平成28年3月に、県民各層の幅広い各分野の有識者

で構成された「やまがた森林ノミクス推進懇話会」を設置し、そこでの意見を踏まえ、平成28年12月に「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（通称「やまがた森林ノミクス推進条例」）」を制定しました。

この条例には、「県は、県民が森林の有する多面的機能及び木材の利用の意義について理解と関心を深めることができるよう、森林環境に関する教育（木育（木の良さ及びその利用の意義を啓発する活動）を含む。）の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。」と明記されています。

(3) 「しあわせウッド運動」

「しあわせウッド運動」は、幼児期から木に親しむ（スタート）、小中高生が木を学ぶ（スクール）、事業所などにおける県産木材の利用（オフィス）、日常生活での木のある暮らし（ライフ）の4つの「木づかい」を進めることにより、生涯にわたって、やまがたの木に包まれた「しあわせ（4合わせ）」な生活を送ろうという県民運動です。

この運動により、県民のライフステージに応じ、県産木材の利用を体系的に推進していきます。



「やまがた森林ノミクス」のイメージ

資料：県林業振興課

4 第3次山形県環境計画

第3次山形県環境計画は、山形県環境基本条例の目指す将来像である「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向け、計画的な施策の推進を図るため策定しているものです。

この計画では「4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築」に関する施策の展開方向として、「② 森林が有する公益的な機能の維持増進及び持続的な発揮」において、「4つの県民の森や県立自然博物館等での体験活動を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、企業、森づくり団体など多様な主体による森づくり活動への支援や緑化行事の推進により県民参加の森づくりを進める」としています。また、この計画の対象期間は、平成23年度から10年間としていますが、始期から5年後を目途に計画全体の見直しを図ると規定しているため、平成29年3月に第3次山形県環境計画【中間見直し版】を策定し、その中で「【基本目標6】環境教育を通じた環境の人づくり」に、「人と、木や森との関わりを主体的に考える豊かな心をもつ人づくりを目的とした「木育」の推進」を明記しています。

5 国・都道府県の状況

国と代表的な都道府県における木育の考え方や取組みの状況は、次のとおりです。

(1) 国の取組み

国では、平成18年9月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、「木育」を、「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動」と初めて位置付けました。

平成28年5月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」においても、「木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する」と明記されています。

更に、「平成28年度森林・林業白書」では、「木育」とは、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動であり、「木づかい運動」の一環として取組みが広がっていることが紹介されています。

(2) 代表的な都道府県の取組み

ア 北海道の木育

北海道では、平成17年3月に「平成16年度協働型政策検討システム推進事業報告書」が作成され、全国に先駆けて「木育」を「子どもをはじめとするすべての人が、木とふれあい、木に学び、木と生きる取組み」と定義しました。

平成 17 年度からは、木育のプロジェクトが始動し、木育活動の企画立案やコーディネートが確立されてきました。木育に関して指導的な役割を果たす人材を「木育マイスター」と名付けて育成しており、平成 29 年度までに 224 名が認定されています。

イ 埼玉県の木育

埼玉県では、平成 19 年 3 月埼玉県農林部と国立大学法人埼玉大学教育学部が、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ教育活動を推進するために連携協定を締結し、緊密な連携を行うこととしています。具体的には、県が行う木育の取組みに対して、大学がアドバイスを行うことや県と大学が協働で木育を行うこととしています。

ウ 長野県の木育

長野県では、平成 20 年 4 月に、「木育」を「木やその枝・葉、その加工品、建築などを通して、木や森林のこと、地域文化や持続可能な社会の実現について楽しみながら学ぶ活動」と定義しています。具体的には、長野県森林づくり県民税を活用した「木育推進事業」を通して、小・中学校を対象とした木工体験など各地域の木育活動に対して木育推進員の派遣や木工工作コンクールの開催などを実施しています。

エ 岐阜県の木育

岐阜県では、平成 25 年 3 月に「ぎふ木育 30 年ビジョン」を策定し、ビジョンの中で「ぎふ木育」を「岐阜県の豊かな自然を背景として、木や森とふれあい、学び、ともに生きること」と定義し、「子どもをはじめとする全ての人々が森林（自然）に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとることができる人材となること」を目指しています。具体的には、清流の国ぎふ森林・環境基金事業を活用し、「ぎふの木育教材導入支援事業」や「緑と水の子ども会議～地域の自然を題材とした環境教育～」などの取組みを実施しています。

オ 徳島県の木育

徳島県では、平成 27 年 3 月に「とくしま木育推進計画」を策定し、「木育」を「子どもをはじめとする全ての県民が『木とふれあい、木に学び、木でつながる』取組み」と定義し、「人が生まれ、その生命を終えるまで木を身近に使っていくことを通して、人と森林の関わりを主体的に考えられる人づくり」を目指しています。具体的には、県産材利用促進条例に即した木育の普及を図るため、「もっと木にして子育て支援事業」などの取組みを通して、木育の体験施設「すぎの子木育広場」を県下に広く展開しています。

6 木育の今後の展開

本県は、美しく豊かな森や自然に恵まれており、先人のたゆまぬ努力で、文化や伝統を育んできました。そして、全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする「美しい豊かな森や自然」、また、「草木塔」に代表される「自然との共生の文化」というやまがたの宝を今日まで大切に守り育ててきました。

これからも、こうしたやまがたの宝を守り育てていくためには、森づくりや森林資源の活用を県民みんなで支え、推進していく必要があります。そのため、やまがた緑環境税を活用した取組みや、やまがた森林ノミクスなどを通して、木育による人づくりを推進し、県内に広く着実に木育を展開していく必要があります。

また、木育を推進することにより、私たちはやまがたの宝の持つ価値を再認識し、郷土に対する誇りと愛着を育みながら、やまがたの宝を未来へしっかり継承していくことにつなげていきます。

第2章 「やまがた木育」の基本的な考え方

1 森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直し、森との絆を深め、暮らしの中に木を活かす「やまがた木育」

本県における木育の展開にあたっては、森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直す活動を「やまがた木育」として取り組んでいきます。この「やまがた木育」は、人生のあらゆる場面を通して、乳幼児からお年寄りまでの全ての世代で取り組みます。

そして、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりりものである「美しい豊かな森や自然」と「自然との共生の文化」というやまがたの宝を未来の子ども達に引き継いでいきます。

やまがた木育とは

「やまがた木育」とは、森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直すものです。

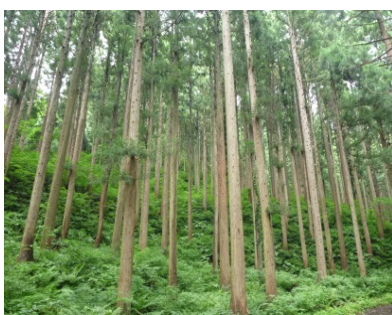
そして、森や自然の恵みに感謝し、自然との共生の文化を理解・共感できる豊かな心を育み、森との絆を深め、暮らしの中に木を活かしていくことです。

2 「山形愛の人」を育みます

「やまがた木育」を推進することで、森からの恩恵を受けるのみではなく、一人ひとりが森と共に生きていることや、木を活かす暮らしの大切さを改めて理解し、行動を起こすことができる人づくりを目指します。特に、「やまがた木育」に取り組むことにより、幼い頃から育まれる森や自然に感謝できる豊かな心は、子どもの視野を広げ、地域を愛する気持ちの礎になります。

また、「やまがた木育」の取り組みを推進することは、やまがた緑環境憲章でうたう「やまがたの美しい豊かな森や自然を未来の子ども達に引き継ぐ」ことにつながるものです。

さらに、「やまがた木育」が目指している人づくりは、「山形県環境教育行動計画」（平成25年3月策定）で、理想的な人間像としている「山形愛の人」を育むことにつながります。



◇ 木の文化

木を生活や産業に結び付けて、寺院・神社、住宅、大型建築物、板材、生活用品、玩具・伝統工芸品などに活用してきた文化

※ 県林政課「山形の木の文化」（平成5年3月発行）

◇ 山形愛の人

○ 山形の環境を守り、創る原動力は、地域を知り、地域とともに生きようとする、山形を深く愛する心です。

○ 持続的発展が可能なやまがた創りのために求められる、理想的な人間像は、山形そのもの（＝山形の環境）に深い愛情を注ぎ、その恵みに感謝しながら、守り、創造・活用し、それらを次世代に引き継ぐため、責任を持って自発的に行動できる人です。

さらに、世界的な視野に立ち、その深い愛情を地球そのもの（＝地球環境）にも注ぐことができる人でもあります。

※ 県環境企画課「山形県環境教育行動計画」（平成25年3月策定）

◇ 「やまがた木育」と国の「森林環境教育」、「木育」との関係

「やまがた木育」は、森林体験を主とする「森林環境教育」と、木づかい運動の一環である「木育」を合わせたものと位置付けています。

※ 林野庁「平成28年度森林・林業白書」（平成29年5月公表）

□ 「森林環境教育」

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める

□ 「木育」

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動であり、「木づかい運動」の一環